

土木工事に於ける完成図書チェックリスト

- ・初回打合せ時においてチェックリストに基づき確認すること。
- ・完成期限の5日前程度に担当監督員に提出し、審査を受ける。

チェック欄	総括監督員	主任監督員

項目	細目	摘要	小規模 工事	少額 工事	チェック欄		電子納品 <small>(情報システム含む)</small>			
					受注者	監督員				
表紙・目次	目次はこのチェックリスト項目に順ずる									
出来形管理	数量総括表	設計計上数量に対する出来形数量の過不足のチェック(マイナスは規格値以内)								
	出来形管理表	面積計算、数量計算表等数箇所抽出してチェック 中間検査検測値(朱書)・段階確認検測値(青書) 測点数が5点以上は出来形管理図表を作成								
段階確認・立会願										
工事記録簿	着手日から 完成日まで	安全訓練・段階確認等の記載 段階確認・立会、検査等における職員の氏名も記載する。	省略	省略						
安全・訓練等の実施報告書		1月に半日以上、実施ごとに写真(安全訓練等に使用した資料は提出不要)								
材料検査簿		主要な工事材料(鋼材、セメント、杭等)で完成検査時に外部から明視できないものについて、監督員の検印を受ける。生コン等納入伝票は整理して検査時に提示	省略	省略						
建設副産物	再生資源利用計画(実施書)及び再生資源利用促進計画(実施書)									
	搬入・搬出調書	上記で報告した建設副産物については不要								
残土処分	残土処分地位置図、平面図、運搬経路、写真									
工事別共済証紙受払簿	工事完成時									
品質証明書 [※]	品質証明書(様式27-1、-3)、品質証明資料	※品質証明対象工事(請負金額1億円以上、 低入札調査実施工事)								
品質管理表	測点数が5点以上は品質管理図表を作成(コンクリートダム等特殊な場合はヒストグラムを作成)									
盛土	土の粒度、含水量試験	施工管理基準による			自					
	現場密度試験	〃								
路盤	ブルーフローリング試験	〃			主					
	締固め密度試験	〃								
300㎡以下省略可	平板載荷試験	〃			管					
	ブルーフローリング試験	〃								
舗装	骨材、As混合物の材料試験	〃			理					
	温度測定110℃以上	〃								
	密度測定	〃								
レディーミクスト コンクリート	レディーミクストコンクリート強度試験成績報告書(様式4)	〃			提					
	レディーミクストコンクリート品質管理(スランプ・空気量)報告書(様式5-1)	〃								
	レディーミクストコンクリート強度試験結果報告書(様式5-2)	〃								
	コンクリート強度管理表(様式6)	〃								
	気温及びコンクリート打設記録表(様式7)	〃								
	コンクリートテストハンマーによる強度試験結果表(様式8)	〃								
	コンクリート中の塩化物含有測定資料	〃								
	アルカリ骨材反応抑制対策	〃								
	単位水量測定結果	〃								
	ひび割れ調査報告書	〃								
セメントコンクリート 二次製品	コンクリート積ブロック	〃			出					
	U型側溝用溝蓋	〃								
ガス圧接	ガス圧接資格証明書				は					
	ガス圧接工事検査報告書									
使用材料品質証明書	鉄筋ガス圧接部・超音波探傷検査成績書				省					
	使用材料品質証明書									
	鋼材	鋼材検査証明書								
	セメント及び混和材料(JIS製品以外)									
	セメントコンクリート製品(JIS製品以外)									
	塗装	塗料一般								
	その他	レディーミクストコンクリート	レディーミクストコンクリート取扱基準による					略		
		セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品取扱基準による							
盛土材料		盛土材料取扱基準による								
再生下層路盤		出荷日直近のデータ、出荷量データも合わせて添付								
	その他	検査証明書及び出荷証明書等								

注1) 小規模工事とは当初請負代金額500万円以上1,000万円未満、少額工事とは当初請負代金額130万円以上500万円未満に摘要する。

注2) 「省略」とは、定められた様式での提出を省略することができるものであり、検査時等の提示など説明責任の必要がある。

なお、工事・工種特性により監督員が特に提出を求める場合はこの限りでなく、必要である項目を現場説明事項・特記仕様書等に記載若しくは協議することで提出を求めることができるものとする。